

教員組織

1 - 1 全学の教員組織 常磐大学

(表19)

学部・学科、研究科・ 専攻、研究所等		専任教員数								備考		
		教授		准教授		講師		助教			計	助手
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)			
人間科学部	心理教育学科	6		6		2				14		
	現代社会学科	6		3		2				11		
	コミュニケーション学科	1		3		4				8		
	健康栄養学科準備室	1								1		
人間科学部 計		14		12		8		0		34		
国際学部	国際関係学科	7		5		1				13		
	英米語学科	5		4		1				10		
国際学部 計		12		9		2		0		23		
コミュニティ 振興学部	コミュニティ文化学科	5		2		1				8		
	地域政策学科	5		2		1				8		
	ヒューマンサービス学科	2		2		1		1		6		
コミュニティ振興学部 計		12		6		3		1		22		
人間科学研究科	人間科学専攻	2								2		
人間科学研究科 計		2		0		0		0		2		
被害者学研究科	被害者学専攻	1		1						2		ス-パ-バ-イ- 1名
被害者学研究科 計		1		1		0		0		2		
コミュニティ振興学研究科	コミュニティ振興学専攻									0		
コミュニティ振興学研究科 計		0		0		0		0		0		
(その他の組織)												
総合講座		11		6		7		0		24		
国際被害者学研究所		2								2		研究員 1名
国際交流語学学習センター						1				1		
合 計		54		34		21		1		110		

学部・学科、研究科・ 専攻、研究所等		専任教員数								備考	
		教授		准教授		講師		助教			計
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		
常磐短期大学	キャリア教養学科	4		3		3				10	
	幼児教育保育学科	5		1		4				10	
	生活科学科	3		2		3				8	
常磐短期大学 計		12		6		10		0		28	
(その他の組織)											
現代教養講座		1		1		3				5	
合 計		13		7		13				33	

- [注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載すること。
- 2 専門職大学院については、該当する研究科（または専攻名）の後に「（専門職）」と付記すること。
- 3 教育組織と教員組織が異なる場合は、専任教員が在籍しなくても、まず教育組織を記載し、その後に教員組織を記載し、当該教員組織に専任教員数を記入すること（次ページ記入例参照）。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織がある場合には、「（その他の組織）」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入すること。
- 5 本表においては、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」についても、専任教員数に含めて記入すること。
- 6 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者（教育研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」の欄の「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等（内数）」欄に内数で示すこと。専任者以外の特任者等については記入しないこと。
- 7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複して記入しないこと。

1 - 2 学部の教員組織
常盤大学

(表19-2)

学部・学科等		専任教員数							設置基準上 必要専任 教員数	専任教員1人 当たりの 在籍学生数 (表14(B)/計(A))	兼任 教員数	備考	
		教授	准教授	講師	助教	計(A)		助手					
		特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)						
人間科学部	心理教育学科	6	6	2				14		9	32.3	-	教務助手 1名 ティーチングアシスタント 5名
	現代社会学科	6	3	2				11		13	31.3	-	ティーチングアシスタント 4名
	コミュニケーション学科	1	3	4				8		7	38.5	-	
	健康栄養学科準備室	1						1		-	-	-	
人間科学部 計		14	12	8	0			34		(29)	33.0	(72)	兼任教員は学科配置せず学部所属
国際学部	国際関係学科	7	5	1				13		14	29.8	-	
	英米語学科	5	4	1				10		8	18.4	-	
国際学部 計		12	9	2	0			23		(22)	25.7	(32)	兼任教員は学科配置せず学部所属
コミュニティ 振興学部	コミュニティ文化学科	5	2	1				8		8	31.4		
	地域政策学科	5	2	1				8		8	9.8		
	ヒューマンサービス学科	2	2	1	1			6		8	57.5		教務助手 2名
コミュニティ振興学部 計		12	6	3	1			22		(24)	30.6	(33)	ティーチングアシスタント 1名 兼任教員は学科配置せず学部所属
(その他の学部教育担当組織)													
総合講座		11	6	7				24				0	
国際被害者学研究所		2						2				0	研究員 1名
国際交流語学学習センター				1				1				0	
大学全体の収容定員に応じ 定める専任教員数										29			
合計		51	33	21	1			106		104			

学部・学科等		専任教員数						設置基準上 必要専任教員数	専任教員1人 当たりの 在籍学生数 (表14(B)/計(A))	兼任 教員数	備考	
		教授	准教授	講師	助教	計(A)						助手
		特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)					
常磐短期大学	キャリア教養学科	4	3	3		10		11	26.7	-		
	幼児教育保育学科	5	1	4		10		10	28.7	-	ティーチング アシスタント 1名	
	生活科学科	3	2	3		8		8	34.9	-	教務助手 4名	
常磐短期大学 計		12	6	10	0	28		(29)	29.8	(65)	兼任教員は学科配置せず学部所属	
(その他の学部教育担当組織)												
現代教養講座		1	1	3		5				0		
大学全体の収容定員に応じ 定める専任教員数								5				
合計		13	7	13	0	33		34				

- [注] 1 専任教員については、(表19)のうち、学部教育を担当する専任教員について作表すること。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等の学部教育を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の学部教育担当組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入すること。
- 3 「専任教員数」欄には、大学院研究科等の専任で、その研究科の基礎となる学部・学科等においても**専任として**授業を担当している教員数も含めて記入すること。その場合、(表19-3)および(表19-4)の専任教員が、本表においても専任教員に算入される。
たとえば、大学院研究科に専任教員が配置され、学部教育が専ら研究科の専任教員によって行われている場合がこの典型的な例である。
- 4 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学設置基準における必要専任教員数に留意して、学部教育担当専任教員数を適切に記入すること。
- 5 当該学部・学科の専任であっても、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めないこと。
- 6 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者(研究条件等において専任教員と同等の者)のみを「専任教員数」欄の「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」の該当する欄(左側)に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示すこと。専任者以外の特任者等については「兼任教員数」欄に含めて記入すること。
- 7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複して記入しないこと。
- 8 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数を記入すること。併設短期大学からの兼務者も「兼任教員数」の欄に含めること。なお、国立大学所属教員については、「兼任」、「兼任」を共に「併任」としている場合もあるが、学外からの併任である者は「兼任教員数」欄に記入すること。
同一の兼任教員が複数の学科を担当する場合は、それぞれ記入すること(重複可)。大学の状況によっては、兼任教員数の欄は学科ごとではなく学部全体で記述してもよい。
- 9 「設置基準上必要専任教員数」欄には、大学設置基準別表第一、第二をもとに算出した数値を記入すること。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合にはその数値を記入するとともに備考欄にその旨を記述すること。
- 10 「助手」欄には、大学院研究科等の専任で学部の業務にも従事している助手数も含めて記入すること。
- 11 専任教務補助員(例えば、いわゆる副手、実験補助員等)、ティーチングアシスタント(TA)、リサーチアシスタント(RA)については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入すること。

1 - 3 大学院研究科の教員組織（専門職大学院を除く）

（表19-3）

研究科・専攻		専任教員数							専任教員のうち		設置基準上必要専任教員数		兼任教員数	備考
		教授	准教授	講師	助教	計	助手	研究指導教員数	研究指導補助教員数	研究指導教員数	研究指導補助教員数			
		特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)							
人間科学研究科	人間科学専攻	28	11	1		40		17 (17)	23	7		11	学際領域のため別表1に基づかない算出方法により設置認可	
人間科学研究科 計		28	11	1		40		(17)	(23)	(7)		11		
被害者学研究科	被害者学専攻	8	2			10		7(7)	3	4		12	学際領域のため別表1に基づかない算出方法により設置認可	
被害者学研究科 計		8	2			10		(7)	(3)	(4)		12	ス-パ-バ-イ- 1名	
コミュニティ振興学研究科	コミュニティ振興学専攻	13	2			15		7(7)	8	4		10	学際領域のため別表1に基づかない算出方法により設置認可	
コミュニティ振興学研究科 計		13	2			15		(7)	(8)	(4)		10		
合 計		49	15	1	0	65		(31)	(34)	(15)		33		

（ ）内は教授の数を内数で示す。

[注] 1 専任教員については、(表19)のうち、大学院研究科の教育を担当する専任教員について作表すること。

2 専門職大学院については、既存の研究科の1専攻として置かれている場合であっても、次表(表19-4)により別に作表すること。

3 「専任教員数」欄には、学部・学科等の専任で、たとえば、その学部・学科等に基礎を置く当該研究科・専攻等においても専任として授業を担当している常勤教員数も含めて記入すること。その場合、前表(19-2)の専任教員が、本表にも専任教員に算入される。

4 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学院設置基準等における必要専任教員数に留意して大学院研究科の教育を担当する専任教員数を適切に記入すること。

5 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者(研究条件等において専任教員と同等の者)のみを「専任教員数」の欄の「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」の該当する欄(左側)に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示すこと。専任者以外の特任者等については「兼任教員数」欄に含めて記入すること。

6 「研究指導教員」とは、大学院設置基準第9条第1項各号に掲げる資格を有する教員を指し、「研究指導補助教員」とは、研究指導の補助を行い得る教員を指す。

7 「研究指導教員数」欄の()には、教授の数を内数で記入すること。

8 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を同一の課程に重複して算入しないこと。1人の専任教員を修士課程と博士課程の両課程においてそれぞれ1専攻に限り専任とすることはできるが、どちらか一方の課程において、複数の専攻の専任とすることはできないので、留意すること。

9 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数を記入すること。なお、国立大学所属教員については、「兼任」、「兼任」を共に「併任」としている場合もあるが、学外からの併任である者は「兼任教員数」欄に記入すること。

同一の兼任教員が複数の学科を担当する場合は、それぞれ記入すること(重複可)。大学の状況によっては、兼任教員数の欄は専攻ごとではなく研究科全体で記述してもよい。

10 「設置基準上必要専任教員数」欄には、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年文部省告示 第175号)により算出した数値を記入すること。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合にはその数値を記入するとともに備考欄にその旨を記述すること。

11 「助手」欄には、学部・学科等の専任で大学院研究科の業務にも従事している助手数も含めて記入すること。

12 専任教務補助員(例えば、いわゆる副手、実験補助員等)、ティーチングアシスタント(TA)、リサーチアシスタント(RA)については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入すること。